

組合員の皆様へ

東根市農業協同組合
営農経済部 営農指導課令和6年度果樹経営支援対策事業及び未収益期間対策事業
第1次募集について

標記、令和6年度果樹経営支援対策事業の第1次募集を行います。
今回の募集については、令和6年6月中旬頃に着工可能となる見込みであり、令和6年12月末までの完了が要件となります。(※年内に完了することが条件です)

なお、今年度の募集については、予算の都合上、申請後に補助金額が減額となる場合がございますので、予めご了承ください。また、かん水施設整備の申請要件として収入保険や果樹共済等への加入が必須となりましたので、申請の際にご自身の加入状況の確認をお願いいたします。(次回の募集は令和6年6月頃の募集となる見込みです。)

つきましては、別紙記載の事業内容・申請要件等をご確認のうえ、必要書類を添えて各営農センターまでご提出下さい。

◇果樹経営支援対策事業について

〈 支援内容 〉 ※詳細は別紙を参照

※. 下記補助金単価は最大での金額となります。

改 植	対象の優良品目・品種への改植	補助金単価 17万円 / 10a	2a以上が要件
新 植	対象の優良品目・品種への新植	補助金単価 15万円 / 10a	2a以上が要件
かん水施設整備	対象の優良品目・品種植栽の果樹園地への導入	補助率 1/2 以内	10a以上が要件

〈 下限本数 〉 10aあたりの植栽本数

りんご(丸葉) : 18本、りんご(わい化) : 62本、ぶどう : 12本、もも 18本、西洋なし : 15本、さくらんぼ : 15本、すもも : 13本、うめ : 12本

※ すべての品目について下限本数が設定されておりますので、下限本数を下回らないようご注意ください。

※ 消費税申告の際に「一般課税」を選択されている方は、消費税相当額を考慮して補助金を計算します。

※ 事業実施後4年後及び8年後に現地検査を実施します。その際、実績報告通りの植栽がされていない場合や園地を手放した場合などは補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

【申込み時に必要な書類】

- ①申込書(本紙裏面) ②見積書 ③現況図・植栽図(改植・新植を申請する方)
④現況写真 ⑤位置図 ⑥灌水設置図(灌水施設の整備を申請する方)

申込期限 : 令和6年3月14日(木)厳守 各営農センターまで